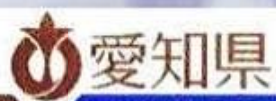


澄んださわやかな
青空をとりもどすために
～自動車排出ガス規制の解説～



目 次

1	自動車排出ガス規制に関する法令	・・・	1
2	「道路運送車両法」に基づく規制	・・・	3
3	「自動車NO _x ・PM法」に基づく規制	・・・	7
	(1) 自動車NO _x ・PM法に基づく愛知県内の対策地域	・・・	7
	(2) 車種規制	・・・	8
	(3) 事業者排出抑制対策	・・・	12
	(4) 自動車NO _x ・PM法に関するQ&A	・・・	13
4	「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制	・・・	14
	(1) 条例に基づく自動車環境対策	・・・	14
	(2) 条例に関するQ&A	・・・	19
5	「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」に基づく取組	・・・	20
6	その他	・・・	21
	(1) 低公害車の導入に対する助成制度	・・・	21
	(2) 愛知県グリーン配送	・・・	26

1 自動車排出ガス規制に関する法令

昭和 30 年代から 40 年代にかけて経済が成長するのに伴い、日本の各地において大気汚染をはじめとした公害が問題となりました。

このことにより、昭和 42 年には「公害対策基本法」が制定され（平成 5 年 11 月に「環境基本法」に改正）、人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）の設定など環境対策の基本事項が定められました。

また、昭和 43 年 6 月には、「公害対策基本法」に基づく大気汚染に関する施策を実施するための法律として「大気汚染防止法」が制定されました。

この「大気汚染防止法」では、大気汚染の主な原因となる行為や物質を全般的に捉えて対策を進めようとする考え方が導入され、自動車排出ガスについても、この対象となり、同法第 19 条第 1 項において規定されている「自動車排出ガスの量の許容限度」（以下、「許容限度」という。）により規制が実施されています。

具体的には、この「許容限度」を担保するものとして、「道路運送車両法」に基づく「道路運送車両の保安基準」により、排出ガス基準が定められており、これが車検時の検査項目の一つとされています。

しかしながら、この規制の実施によっても、大都市域における大気環境の改善はみられず、平成 4 年 6 月に制定された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x 法）」の改正により、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」が平成 13 年 6 月に公布され、首都圏、関西圏等と併せて愛知県においても一部の地域が対策地域として指定されました。

具体的には、この対策地域においては、自動車 NO_x・PM 法に定める排出ガス基準を満たさない車両は登録更新することができず（車種規制）、また、一定規模以上の車両を有する事業所は自動車使用管理計画書等の提出が義務付けられています。

なお、局地汚染対策及び流入車対策を内容とする自動車 NO_x・PM 法の一部を改正する法律が平成 20 年 1 月 1 日に施行されました。

また、これらの法律と併せて、「愛知県公害防止条例」（昭和 46 年制定）の改正により、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成 15 年 3 月に公布され、アイドリングストップや低公害車の普及促進の規定を設けることにより、大気環境の改善を目指しています。

これらの法令の体系を示すと次のようになります。

○窒素酸化物（NO_x）

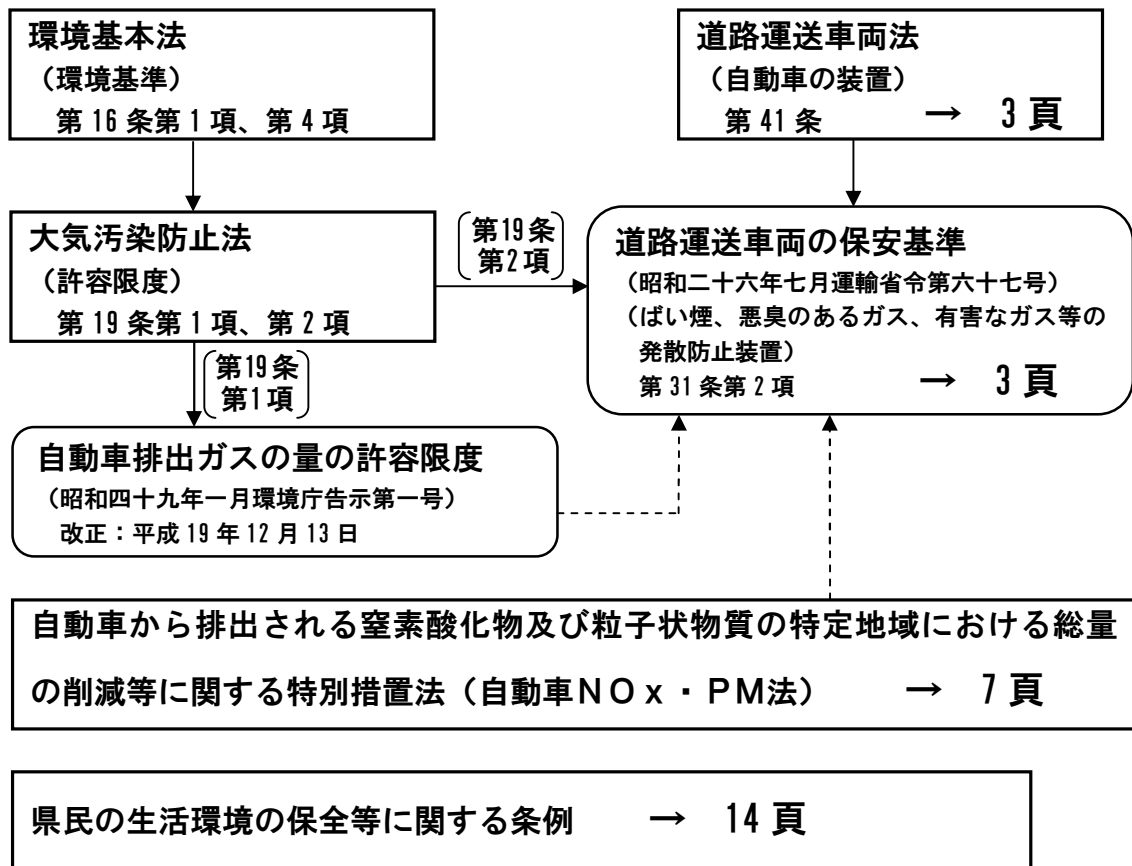
自動車の排気ガス中に含まれる有害物質の 1 つであり、ぜんそく、気管支炎などの人の健康に影響を及ぼすおそれがあると言われています。

○粒子状物質（PM）

工場、自動車等人為的な要因やその他自然的要因により発生する微粒子で、特にディーゼル車から発生する PM には発ガン性のおそれがある物質が含まれていると言われています。



○ 自動車排出ガス規制に関する法令の体系



○ 環境基本法 (抄)

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 略

3 略

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

○ 大気汚染防止法 (抄)

第十九条 環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生し、大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの量の許容限度を定めなければならない。

2 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車排出ガスの排出に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるとともに次条第一項の許容限度の確保に資することとなるように考慮しなければならない。

※ 窒素酸化物及び粒子状物質に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移は、4頁～6頁のとおりです。

2 「道路運送車両法」に基づく規制

「道路運送車両法」では、「大気汚染防止法」に規定されている「自動車排出ガスの量の許容限度」と「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）に規定されている排出基準を担保するものとして、「道路運送車両の保安基準」が定められており、自動車の製造の際に課せられています。

「道路運送車両の保安基準」に基づき定められる排出ガス基準には、各々、アルファベットにより識別記号が付与されており、この識別記号により「自動車NOx・PM法」に規定されている排出ガス基準が満たされているかを確認することができます。

なお、自動車排出ガス規制の主だった識別記号については、9頁を参照してください。

○ 道路運送車両法（抄）

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一～十一 略

十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

十三～二十 略

○ 道路運送車両の保安基準（抄）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第三十一条 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。

2 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（窒素酸化物排出自動車等の特例）

第三十一条の二 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車であって告示で定めるものは、告示で定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

◇ 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車]

(未規制時1台あたりのNOx排出量平均値を100とした時の比率:%)

1. 乗用車	100%	48年4月前(未規制)
	71%	48年4月(48年規制)
	39%	50年4月(50年規制)
	27%	51年4月(等価慣性重量1tを超えるもの)(51年規制)
	20%	51年4月(等価慣性重量1t以下のもの)(51年規制)
	8%	53年4月(53年規制)(0.25g/km)
	2.5%	12年10月(12年規制)(0.08g/km)
	1.6%	17年10月(17年規制)(0.05g/km)

2. トラック・バス	100%	48年4月前(未規制)
(1) 軽量車	71%	48年4月(48年規制)
〔車両総重量 1.7t以下〕	59%	50年4月(50年規制)
	32%	54年1月(54年規制)
	19%	56年1月(56年規制)
	8%	63年12月(63年規制)(0.25g/km)
	2.5%	12年10月(12年規制)(0.08g/km)
	1.6%	17年10月(17年規制)(0.05g/km)

(2) 中量車	100%	48年4月前(未規制)
〔車両総重量 1.7t超 2.5t以下〕	71%	48年4月(48年規制)
注	59%	50年4月(50年規制)
	39%	54年1月(54年規制)
	29%	56年12月(56年規制)
	23%	元年10月(元年規制)(0.7g/km)
	13%	6年12月(6年規制)(0.4g/km)
	4.3%	13年10月(13年規制)(0.13g/km)
	2.3%	17年10月(17年規制)(0.07g/km)

(3) 重量車	100%	48年4月前(未規制)
〔車両総重量 2.5t超〕	70%	48年4月(48年規制)
注	59%	52年8月(52年規制)
	42%	54年1月(54年規制)
	29%	57年1月(57年規制)
	25%	元年10月(元年規制)(650ppm)
	20%	4年10月(4年規制)(5.5g/kwh)
	17%	7年12月(7年規制)(4.5g/kwh)
	5.3%	13年10月(13年規制)(1.40g/kwh)
	2.6%	17年10月(17年規制)(0.7g/kwh)

3. 軽貨物車	100%	48年4月前(未規制)
	71%	48年4月(48年規制)
	59%	50年4月(50年規制)
	39%	54年1月(54年規制)
	29%	57年1月(57年規制)
	16%	2年10月(2年規制)(0.5g/km)
	8%	10年10月(10年規制)(0.25g/km)
	4%	14年10月(14年規制)(0.13g/km)
	1.6%	19年10月(19年規制)(0.05g/km)

(注) 17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されています。

〔ディーゼル車〕

1. 乗用車

	小型車(等価慣性重量1.25t以下)		中型車(等価慣性重量1.25t超)	
49年9月前(未規制)	100%			100%
49年9月(49年規制)	80%			80%
52年8月(52年規制)	68%			68%
54年4月(54年規制)	60%			60%
57年1月(57年規制)	52%			52%
注1(61、62年規制)	29%			37%
2年12月(2年規制)(0.5g/km)		21%		26%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)		16%		16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%			12%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%			6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%			3%

2. トラック・バス

(1) 軽量車

〔車両総重量
1.7t以下〕

	副室式	
49年9月前(未規制)	100%	
49年9月(49年規制)	80%	
52年8月(52年規制)	68%	
54年4月(54年規制)	60%	
57年10月(57年規制)	52%	
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%	
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%	
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	

(2) 中量車

〔車両総重量
1.7t超
2.5t以下〕

	副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%			100%
49年9月(49年規制)	80%			80%
52年8月(52年規制)	68%			68%
54年4月(54年規制)	60%			56%
57年10月(57年規制)	52%			49%
63年12月(63年規制)	47%			40%
5年10月(5年規制)(1.3g/km) 注2	47%			26%
注3(9、10年規制)(0.7g/km)		25%		14%
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%			10%
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%			5%
注8(21、22年規制)(0.15g/km)	5%			3%

(3) 重量車

〔車両総重量
2.5t超〕

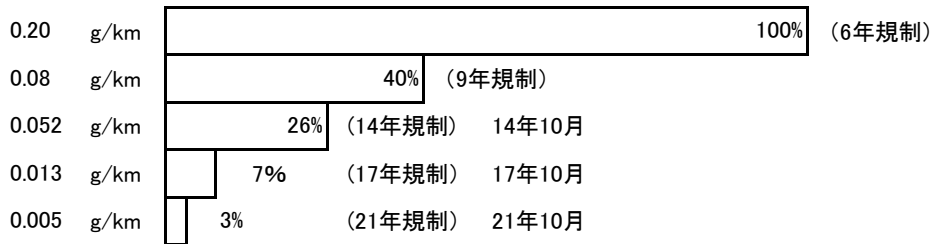
	副室式		直噴式	
49年9月前(未規制)	100%			100%
49年9月(49年規制)	80%			80%
52年8月(52年規制)	68%			68%
54年4月(54年規制)	60%			56%
57年10月(57年規制)	52%			49%
元年10月(元年規制)	47%			42%
6年10月(6年規制)(5.0g/kwh) 注2	46%			35%
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kwh)		41%		26%
注6(15、16年規制)(3.38g/kwh)		31%		20%
17年10月(17年規制)(2.0g/kwh)	18%			12%
注8(21、22年規制)(0.7g/kwh)		6%		4%

- (注) 1 〔 61年規制: 61年10月手動変速機付車両
62年規制: 62年10月自動変速機付車両
- 2 規制値の単位のみ変更
- 3 〔 9年規制: 9年10月手動変速機付車両
10年規制: 10年10月自動変速機付車両
- 4 〔 63年規制: 63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制: 元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクター、クレーン車を除く)
2年規制: 2年10月車両総重量8t超のトラクター、クレーン車
- 5 〔 9年規制: 9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制: 10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制: 11年10月車両総重量12t超のもの
- 6 〔 15年規制: 15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制: 16年10月車両総重量12t超のもの
- 7 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。
- 8 〔 21年規制: 21年10月車両総重量2.5t超、3.5t以下のもの
12t超のもの
22年規制: 22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの
3.5t超、12t以下のもの

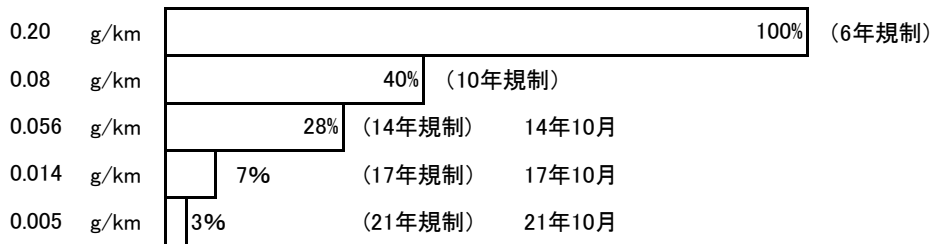
◇ 粒子状物質(PM)に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)の推移

(初年度の規制時の1台あたりのPM排出量平均値を100とした時の比率:%)

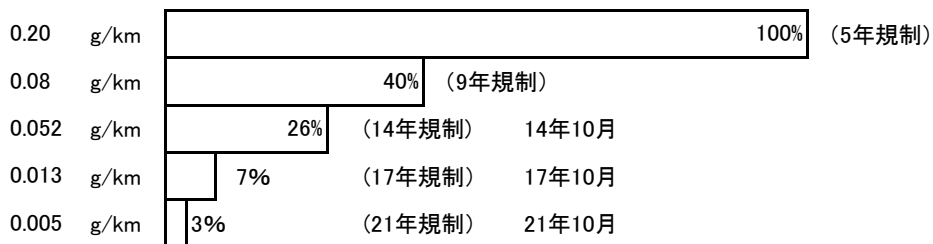
ディーゼル乗用車<小型車> (等価慣性重量1.25t以下)



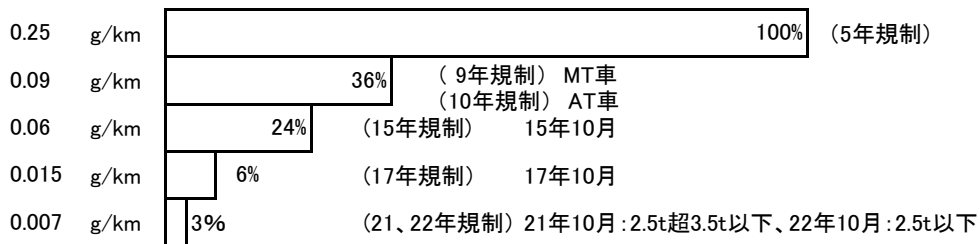
ディーゼル乗用車<中型車> (等価慣性重量1.25t超)



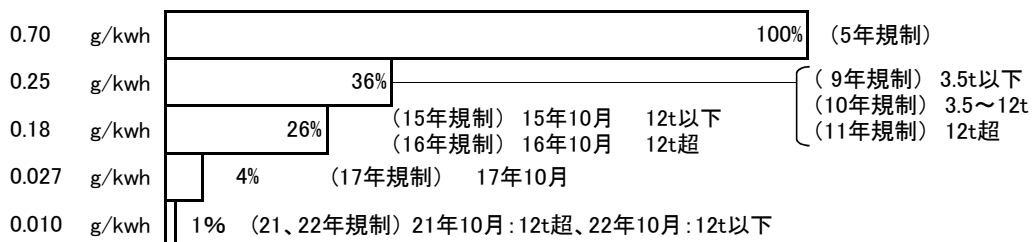
ディーゼル軽量車 (車両総重量1.7t以下)



ディーゼルの中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下) 注



ディーゼル重量車 (車両総重量2.5t超) 注



(注)17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されています。

3 「自動車NOx・PM法」に基づく規制

(1) 自動車NOx・PM法に基づく愛知県内の対策地域

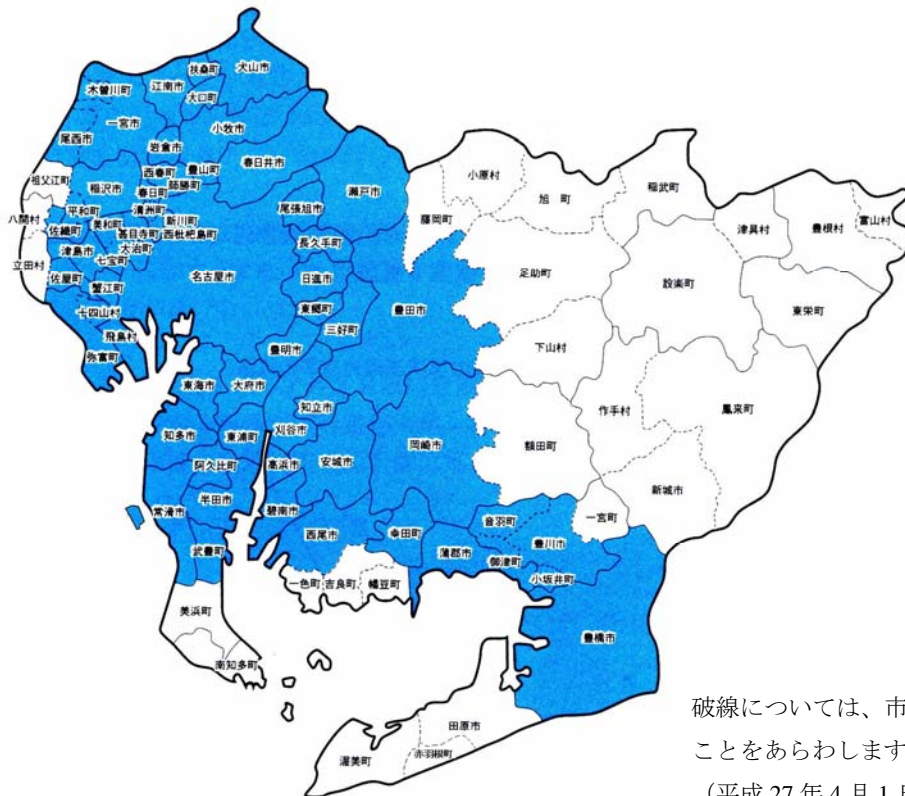
自動車NOx・PM法に基づく愛知県内の対策地域については、

- ・ 走行量密度 (1平方キロメートル当たりの自動車走行量)
- ・ 自動車保有台数密度 (1平方キロメートル当たりの自動車保有台数)
- ・ 窒素酸化物排出量密度 (1平方キロメートル当たりの自動車から排出される窒素酸化物の排出総量)
- ・ 粒子状物質排出量密度 (1平方キロメートル当たりの自動車から排出される粒子状物質の排出総量)

の状況等を踏まえ、平成13年11月1日現在の行政区画に基づき、以下の61市町村が指定されています。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、佐織町、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町

注) 平成13年11月1日現在の行政区画に基づき指定されていることから、合併により対策地域外の市町村が対策地域になることはありません。



(2) 車種規制

○ 車種規制とは

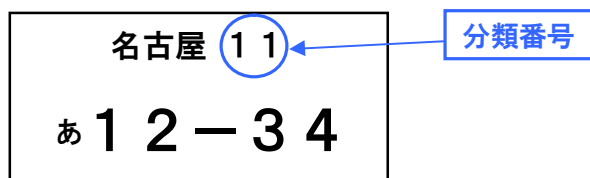
窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の排出基準を満たしていない車については、新車は対策地域内で登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間（初度登録年月日からの経過年数）経過後は、対策地域内で登録更新できない（車検証が交付されない）という内容の規制です。

○ 車種規制の対象となる車両

貨物自動車、乗合自動車（大型バス、マイクロバス）、ディーゼル乗用車（普通乗用自動車、小型乗用自動車）及びそれらをベースに改造した特種自動車で、対策地域に使用の本拠の位置を有するものが規制の対象となります。

なお、ガソリン乗用車、特殊自動車（トラクター、フォークリフト等）や軽自動車（黄色又は黒色のナンバープレートの車）につきましては、規制の対象外となります。

◇ ナンバープレートによる車種の区分



車種	ナンバープレートの分類番号
普通貨物自動車	1, 10~19, 100~199
小型貨物自動車	4, 40~49, 400~499 6, 60~69, 600~699
大型バス（定員30人以上）	2, 20~29, 200~299
マイクロバス （定員11人以上30人未満）	2, 20~29, 200~299 （-部5, 50~59, 500~599, 7, 70~79, 700~799）
普通乗用自動車	3, 30~39, 300~399
小型乗用自動車	5, 50~59, 500~599 7, 70~79, 700~799
特種自動車	8, 80~89, 800~899
特殊自動車	9, 90~99, 900~999 0, 00~09, 000~099

◇ 自動車排出ガス規制の識別記号と車種規制の適否

車種	自動車 NOx・PM 法による 排出基準	ディーゼル車			ガソリン・LPG車		
		識別記号	規制年の名称	適否	識別記号	規制年の名称	適否
特種自動車 ・ 乗用車 ・ （乗用車ベース）	NOx : 0.48(0.25)g/km PM : 車両重量 1,265kg 以下 0.055(0.026)g/km 車両重量 1,265kg 超 0.055(0.028)g/km [10・15]	記号なし	-	×	/		
		K	昭和 54 年規制	×			
		N	昭和 57 年規制	×			
		Q	昭和 61、62 年規制	×			
		X	平成 2 年規制	×			
		Y	平成 4 年規制	×			
		KD	平成 6 年規制	×			
		KE、HA	平成 9 年規制	×			
		KH、HD	平成 10 年規制	×			
		KM、KN、HT、HU	平成 14 年規制	×			
CDB	平成 17 年規制	○					
LKA	平成 21 年規制	○					
乗用車 ・ （乗用車ベース）	NOx : 0.48(0.25)g/km PM : 0.055(0.026)g/km [10・15]	記号なし	-	×	記号なし	-	×
		K	昭和 54 年規制	×	H	昭和 50 年規制	×
		N	昭和 57 年規制	×	J	昭和 54 年規制	×
		P	昭和 58 年規制	×	L	昭和 56 年規制	×
		S	昭和 63 年規制	×	R	昭和 63 年規制	○
		KA	平成 5 年規制	×	GG、HL	平成 10 年アイドリング規制	○
		KE、HA	平成 9 年規制	×	GJ、HP	平成 12 年規制	○
		KP、HW	平成 14 年規制	×	CBE	平成 17 年規制	○
		CDE	平成 17 年規制	○			
		LKE	平成 21 年規制	○			
貨物自動車・乗用車 ・ （乗用車ベース）	NOx : 0.63(0.40)g/km PM : 0.06(0.03)g/km [10・15]	記号なし	-	×	記号なし	-	×
		K	昭和 54 年規制	×	H	昭和 50 年規制	×
		N	昭和 57 年規制	×	J	昭和 54 年規制	×
		P	昭和 58 年規制	×	L	昭和 56 年規制	×
		S	昭和 63 年規制	×	T	平成元年規制	×
		KB	平成 5 年規制	×	GA	平成 6 年規制	○
		KF、HB	平成 9 年規制	×	GC、HG	平成 10 年規制	○
		KJ、HE	平成 10 年規制	×	GK、HQ	平成 13 年規制	○
		KQ、HX	平成 15 年規制	×	CBF	平成 17 年規制	○
		CDF	平成 17 年規制	○			
SKF	平成 22 年規制	○					
貨物自動車・乗用車 ・ （乗用車ベース）	NOx : 5.9(4.50)g/kWh PM : 0.175(0.09)g/kWh [D13] [G13] (NOxのみ)	記号なし	-	×	記号なし	-	×
		K	昭和 54 年規制	×	J	昭和 54 年規制	×
		N	昭和 57 年規制	×	M	昭和 57 年規制	×
		P	昭和 58 年規制	×	T	平成元年規制	×
		S	昭和 63 年規制	×	Z	平成 4 年規制	×
		U	平成元年規制	×	GB	平成 7 年規制	○
		KC	平成 6 年規制	×	GE、HJ	平成 10 年規制	○
		KG、HC	平成 9 年規制	×	GK、HQ	平成 13 年規制	○
		KR、HY	平成 15 年規制	×	CBF	平成 17 年規制	○
		CDF	平成 17 年規制	○			
LKF	平成 21 年規制	○					
貨物自動車・乗用車 ・ （乗用車ベース）	NOx : 5.9(4.50)g/kWh PM : 0.49(0.25)g/kWh [D13] [G13] (NOxのみ)	記号なし	-	×	記号なし	-	×
		K	昭和 54 年規制	×	J	昭和 54 年規制	×
		N	昭和 57 年規制	×	M	昭和 57 年規制	×
		P	昭和 58 年規制	×	T	平成元年規制	×
		U	平成元年規制	×	Z	平成 4 年規制	×
		W	平成 2 年規制	×	GB	平成 7 年規制	○
		KC	平成 6 年規制	×	GE、HJ	平成 10 年規制	○
		KK、HF	平成 10 年規制	○	GL、HR	平成 13 年規制	○
		KL、HM	平成 11 年規制	○	ABG	平成 17 年規制	○
		KR、HY	平成 15 年規制	○			
KS、HZ	平成 16 年規制	○					
ADG	平成 17 年規制	○					
LKG	平成 21 年規制	○					
SKG	平成 22 年規制	○					

※表中適否の欄の「○」は自動車 NOx・PM法の排出基準を満たしていることを、「×」は排出基準を満たしていないことを示します。
 ただし「×」の自動車でも型式により基準に適合する場合があります。
 ※自動車 NOx・PM法による排出基準欄の（ ）内の数値は、平均排出ガス基準値を示します。
 また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示します。
 ※識別記号については、主だったものを掲載しております。詳しくは、国土交通省のホームページ
 (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/osen/osen.htm>) をご覧ください。

※ 自動車検査証（車検証）中の自動車排出ガス規制識別記号等の記載箇所

自動車検査証		初度登録年月		車種		燃料の種類		車両総重量			
ナンバープレート の分類番号		登録年月日/交付年月日		自動車の種別		用途		車体の形状		車体の形状	
名古屋 00 △ ◇◇◇◇		平成 18年3月23日		平成 14年2月		普通 乗合 自家用		□□□□□□□		□□□□□□□	
車名				乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量	
□□□				15人		0 kg		2060kg		2885kg	
車台番号				長さ		幅		高さ		前後軸重	
◇◇◇ - ○○○○○○○				538cm		188cm		228.5cm		□□□kg	
型式				原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号	
KG - ○○○				□□□□		2.982 L		軽油		□□□□	
所有者の氏名又は名称		愛知太郎									
所有者の住所		愛知県名古屋市中区○○○△-◇-□									
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置 自動車の所在する位置		***									
有効期間の満了する日		平成 24年3月14日		年月日							
備考		<p>[名古屋], 継続検査 自動車重量税額 ¥○○,○○○ この自動車は、平成24年2月22日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。</p> <p>この欄に自動車NOx・PM法の排出基準の適否、使用期限が記載されます</p>									

使用の本拠の位置

(使用者・所有者の住所と同一の場合には***と記載されます。異なる場合は住所が記載されます。)

○ 現在使用している車はいつまで使用できるか

基準を満たしていない使用過程車については、初度登録日(新車として登録された日)に応じて次のような猶予期間が設けられています。

なお、車種によっては、既に猶予期間を経過しているため、対策地域内に使用の本拠を置くことができないものがあります。

また、使用過程車については、車検証の備考欄に排出基準への適否や使用期限が記載されています。

自動車の種別	初度登録日	使用可能最終日
大型バス (定員30人以上)	平成14年9月30日以前	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
普通トラック 小型トラック ディーゼル乗用車 マイクロバス (定員11人以上30人未満) 特種自動車	既に猶予期間を経過しているため、対策地域内に使用の本拠を置くことはできません。	

注) 次の排出ガス規制に適合する自動車については、上記の表に関係なく継続車検を受けることができます。

	車両総重量	排出ガス規制
ディーゼル車	3.5t超	平成10年規制以降
ガソリン車 LPG車	1.7t以下	昭和63年規制以降
	1.7t超2.5t以下	平成6年規制以降
	2.5t超3.5t以下	平成7年規制以降
	3.5t超	平成7年規制以降

《登録に関する問合せ先》

愛知運輸支局 登録担当 電話：050-5540-2046

(3) 事業者排出抑制対策

○ 自動車使用管理計画書、自動車使用管理実績報告書

自動車NOx・PM法第33条、第34条により、特定事業者は、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置の実施に関する計画（自動車使用管理計画書）を作成し、都道府県知事（自動車NOx・PM法第43条に定める自動車運送事業者等については国土交通大臣）に提出するとともに、毎年、実施状況について都道府県知事（国土交通大臣）に報告することが義務づけられています。

また、実施状況が著しく不十分である場合には、都道府県知事（国土交通大臣）による勧告、命令の対象となります。

◇ 特定事業者とは

自動車NOx・PM法においては、特定自動車（乗用車、トラック、バス、特種自動車）を使用する事業者であって、その自動車のうち、一つの都道府県の対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車の数が30台以上となる事業者を特定事業者としています。

◇ 特定自動車とは

特定自動車とは報告の対象となる自動車で、普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、小型バス、乗用自動車、特種自動車です。対象となる車種であれば、燃料の種類や排気ガス規制基準に関係なく報告の対象となります。

※ ガソリン乗用車や車種規制の排出ガス基準に適合した車両を含みます。

※ 軽自動車、二輪車、大型・小型特殊自動車（トラクター、フォークリフト等）は対象外です。

愛知県知事への提出について、詳しくは

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/nox/keikaku/index.html>)
をご覧ください。

※自動車運送事業者、第二種利用運送事業を営む事業者の方は、愛知運輸支局が提出窓口となります。

《問合せ先》

愛知運輸支局輸送担当 電話：052-351-5312

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

(4) 自動車NOx・PM法に関するQ&A

Q：中古車も車種規制の対象となるのですか。また対策地域外から対策地域内への転居や転売の場合はどのように取り扱われるのでしょうか。

A：中古車についても、この車種規制は適用されます。この場合、猶予期間はその車の初度登録年月日から起算されることとなります。対策地域内で転居または転売した場合も同様です。

平成14年10月1日以降に対策地域外で新車として登録された基準非適合車については、対策地域内に転居または転売することができません。既に使用している車については、他の場合と同様に猶予期間が設けられています。

Q：他の都道府県では、自動車NOx・PM法の車種規制とは別に独自の自動車規制を実施していると聞いたのですが。

A：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の4都県内では、ディーゼル車の排出ガスに係る条例が、平成15年10月から施行されました。これにより、条例で定める粒子状物質（PM）の排出基準を満たさないディーゼルトラック及びバス（特種自動車を含む。）は4都県内（島部を除く。）での運行が禁止されています。

規制対象車を引き続き使用するためには、4都県の知事が指定する粒子状物質減少装置の装着が必要となります。

兵庫県では、阪神東南部地域において、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の基準を満たさない車両総重量8t以上（バスにあっては乗車定員30人以上）の車両の運行を禁止する規制が平成16年10月から行われています。

大阪府では、対策地域を発着地とする貨物又は旅客輸送においてNOx及びPMの基準を満たさない車両の運行に対する規制が平成21年1月から行われています。

詳細につきましては、次の連絡先までお問い合わせください。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・ 埼玉県環境部大気環境課自動車対策担当 | 048-830-3064 |
| ・ 千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策班 | 043-223-3810 |
| ・ 東京都環境局環境改善部自動車環境課 | 03-5388-3528 |
| ・ 神奈川県環境農政局環境部大気水質課 | 045-210-4180 |
| ・ 横浜市環境創造局環境保全部交通環境対策課 | 045-671-2490 |
| ・ 川崎市環境局環境対策部交通環境対策課 | 044-200-2530 |
| ・ 千葉市環境局環境保全部環境規制課騒音対策班 | 043-245-5190 |
| ・ さいたま市環境局環境共生部環境対策課大気交通係 | 048-829-1330 |
| ・ 相模原市環境経済局環境共生部環境保全課 | 042-769-8241 |
| ・ 大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課 | 06-6210-9587 |
| ・ 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課 | 078-362-3287 |

4 「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制

(1) 条例に基づく自動車環境対策

○ 自動車の走行量、排出ガス、騒音の抑制（第76条）

自動車を使用する者は、自動車の走行量を抑制するよう努めなければなりません。
また、適正な運転や必要な整備を行うなどして、自動車の排出ガスや騒音を抑制するよう努めなければなりません。

◇ 自動車の走行量等を抑制する方法

ア エコドライブ講習会の開催とエコドライブの実践

エコドライブの普及促進を図るため、エコドライブ講習会を開催する。

《エコドライブ》

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・やさしい発進 | ・加減速の少ない運転 |
| ・エンジブレーキを積極的に使う | ・控えめなエアコンの使用 |
| ・アイドリングストップの実施 | ・道路交通情報の活用 |
| ・タイヤの空気圧の定期的なチェック | ・不要な荷物を積まない |
| ・駐車場所に注意する | ・自分の燃費を把握する |

イ 運送経路の見直し

荷物の運送経路の見直しや降ろす荷物が多いところから配送して早めに車両重量を軽くするなど、走行量の削減や車体の軽減による排出ガス量の抑制に取り組む。

ウ グリーン配送の実施

低公害車を保有している運送業者に対して、優先して配送を依頼する。

※「愛知県グリーン配送」に関しては26頁をご覧ください。

○ アイドリングストップの推進（第 77、78 条）

自動車を運転する者は、自動車を駐停車する場合にアイドリングストップ（エンジンの停止）をしなければなりません。ただし、信号待ちや人の乗り降りなど比較的駐停車時間が短い場合や冷凍車やミキサー車等においてエンジンを停止することにより積荷に重大な影響を及ぼすなどの止むを得ない場合を除きます。

また、500㎡以上の駐車場設置者（管理者を含む。）は、看板、放送、書面等により、駐車場内でのアイドリングストップの実施を周知しなければなりません。



○ 低公害車の普及促進（第 79 条）

自動車を購入する者は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの排出ガスが少ない自動車（低公害車）を購入するよう努めなければなりません。

◇ 低公害車の種類

条例では、次の車種を低公害車として規定しています。（平成 18 年 12 月 26 日改正）

車 種	説 明
①燃料電池車	燃料電池で発生する電気を動力源とする自動車
②電気自動車	バッテリーの電気を動力源とする自動車
③天然ガス自動車	天然ガスを燃料とする自動車
④メタノール自動車	メタノールを燃料とする自動車
⑤ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターなど複数の動力源を組み合わせで駆動する自動車
⑥特定LPG自動車	LPGを燃料とする貨物自動車（特種自動車を含む）及び、LPGを燃料とする新長期規制適合車かつ乗車定員10人以下の乗合自動車
⑦特定ディーゼル自動車	軽油を燃料とする新長期規制適合車で、車両総重量が3.5トンを超えるトラック・バス
⑧低排出ガス車かつ低燃費車	16頁参照
⑨その他知事が定める自動車	軽油を燃料とする新短期規制適合車で、車両総重量が3.5トンを超えるトラック・バス

◇ 低排出ガス車、低燃費車

条例で規定する「⑧低排出ガスかつ低燃費車」とは次の低排出ガス車、低燃費車の各区分のいずれかを満たす車両です。

<p>低排出ガス車 (低排出ガス認定車)</p>	<p>低排出ガス認定車</p> <p>低排出ガス車には、最新規制基準からの排出ガス低減レベルによりステッカーが貼付されています。</p>  <p>(例：平成 17 年排出ガス基準対応)</p> <p>詳しくは国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html をご覧ください。</p>
	<p>低PM認定車</p> <p>車両総重量3.5トン超のディーゼル車について、排出ガス中の粒子状物質(PM)が平成15年規制基準から75%以上低減されている車種は、「低PM認定車」として認定され、PMの低減レベルによりステッカーが貼付されています。</p> 
<p>低燃費車</p>	<p>燃費基準早期達成車</p> <p>将来摘要される燃費基準の早期達成車には、目標年度と達成レベルを表したステッカーが貼付されています。</p>  <p>(例：平成 27 年度燃費基準達成)</p> <p>詳しくは国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html をご覧ください。</p>
	<p>燃費基準達成車</p> <p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」により自動車の製造事業者等は、目標年度までに平均燃費値を基準値以上に改善することが求められ、国土交通省に達成状況を報告し指導されることとなっています。</p> <p>詳しくは国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/ondan.htm をご覧ください。</p>

○ 低公害車の導入義務（第 80 条）

一定規模以上の事業者は、一定割合以上の低公害車を導入する義務及びその状況について知事へ報告する義務があります。

◆ 対象事業者等

対象事業者	県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算で <u>200 台</u> 以上となる事業者 乗用車換算台数：車両総重量が 3.5ト以下を 1 台、3.5ト超 12ト以下を 2 台、12ト超を 4 台として算定します。詳しくは愛知県ホームページの自動算定シートで確認できます。 (http://www.pref.aichi.jp/0000037477.html)
対象自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車 (原動機付自転車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車含む）、被けん引自動車は対象外。)

◆ 導入割合（目標となる導入割合の例）

※ 事業の用に供する自動車が、全て車両総重量 12 トン以下の場合	3 割
事業の用に供する自動車が、全て車両総重量 12 トンを超える場合	2 割
事業の用に供する自動車に車両総重量 12 トンを超えるもの及び 12 トン以下のものが含まれる場合	2~3 割

※ 自動車販売店などの商品である自動車は含みません。

※ トラック・バス・タクシー事業者の場合、会社で使用する自家用車も算定対象に含みます。

◆ 低公害車導入状況報告

提出期限	毎年 6 月末
作成方法	様式は愛知県ホームページからダウンロードしてください。 (http://www.pref.aichi.jp/0000037477.html) ① 様式の「報告書」に会社名等、所要の事項を入力する（紙申請）。また、「入力表の入力方法」に従い、「入力表」に識別記号、車両総重量、使用燃料を入力する。様式の「別紙」の実績導入率が目標導入率に達しない場合は、「別紙 2」を作成する。 ② 作成した報告書データに名称（例えば「株式会社〇〇平成〇〇年度低公害車導入状況報告書」）を付け、保存する。
提出方法	(1) 電子申請（原則、電子申請・届出システムにより次頁の提出先へ提出） 県ホームページから提出してください。 (2) 紙申請 報告書、別紙（別紙 2 を作成した場合は添付）を次頁の提出先へ提出してください（郵送可）。 また、併せて上記②のデータを、次頁の提出先へメール送信してください。メールの件名は「生活環境条例 80 条の届出」としてください。このメールは、届出内容を確認するためのものです。

◆報告書提出先・問合せ先

県内（名古屋市内を除く。）に主たる事業場がある事業者は所在地を所管する東三河総局又は県民事務所へ、名古屋市内に主たる事業場がある事業者は県庁地球温暖化対策室へ提出してください。

窓口・メールアドレス	住所	電話
環境部大気環境課 地球温暖化対策室 ondanka@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
東三河総局県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6113 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
東三河総局 新城設案振興事務所 環境保全課 shinshiroshitara@pref.aichi.lg.jp	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
尾張県民事務所 環境保全課 owari@pref.aichi.lg.jp	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254・7255 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(代)
西三河県民事務所 環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875・2876 (ﾀﾞｲﾔﾙ)
西三河県民事務所（豊田庁舎） 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494 (ﾀﾞｲﾔﾙ)

○ 新車に関する環境情報の提供及び説明義務（第 81 条）

自動車販売業者は、新車を購入しようとする者に対し、その新車の環境情報を記載した書面を提供するとともに、説明を行わなければなりません。

◇ 提供及び説明を要する主な環境情報

- ・ 排出ガス量（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素、黒煙などの排出量）
- ・ 燃料の種別
- ・ 燃料消費率（燃費）
- ・ 加速走行騒音（加速する場合の騒音）
- ・ エアコンの冷媒の種類及び使用量

(2) 条例に関するQ&A

Q：自動車NOx・PM法の対策地域外も条例の規制対象となるのでしょうか。

A：条例は、自動車NOx・PM法と異なり、愛知県内全域が規制の対象となります。
なお、名古屋市内については、名古屋市が同内容の条例を制定していますので、同市の条例が適用されます。
ただし、低公害車の導入義務については、名古屋市の条例に同内容の規定がありませんので、名古屋市内においても、県の条例が適用されます。

Q：アイドリングストップの周知のために看板等を設置しなければならない駐車場の規模である500㎡は、どのくらいの大きさなのでしょうか。
また、事業所の駐車場が500㎡未満の複数の駐車場に分かれているのですが、すべての駐車面積を合計すれば500㎡以上となります。この場合は、アイドリングストップの周知義務は課されるのでしょうか。

A：500㎡は普通乗用自動車をおよそ40台駐車できる大きさです。
したがって、これ以上の自動車を駐車できる規模の駐車場には、看板等によるアイドリングストップ周知義務が生じる可能性が高いといえます。
また、1つの事業所の駐車場がいくつかに分かれている場合は、その事業所の駐車面積の合計が500㎡以上であれば、アイドリングストップの周知義務が課されます。

Q：自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画書と条例に基づく低公害車導入状況報告書との主な違いは何ですか。

A：主な違いは次のとおりです。

項目	自動車NOx・PM法	条例
届出方法	電子申請（電子データ）	電子申請（電子データ）
対象者	特定事業者（民間、公営企業等）	特定自動車使用事業者（民間、市町村、公営企業等）
届出先	白ナンバー・・・知事 緑ナンバー・・・国	白ナンバー、緑ナンバーともに知事
対象車	軽自動車を除く	軽自動車を含む

5 「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」に基づく取組

本県では、名古屋市及び岡崎市とともに、平成 22 年 8 月に大気環境の改善等を目指して本要綱を制定・施行しました。本取組へのご協力をお願いします。

○ 対象自動車

- ・ 1, 4, 6 ナンバーのトラック、バン
- ・ 2 ナンバーのバス、マイクロバス（一部、5, 7 ナンバーを含む。）
- ・ 8 ナンバーの特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員 11 人未満のもの（救急車等）を除く。）

※ 緑ナンバー、白ナンバーともに対象となります。

※ 乗用自動車、軽自動車、二輪自動車及び特殊自動車（0, 9 ナンバー）は対象外です。

○ 自動車を運行する者の取組

- ・ 自動車 NOx・PM法の対策地域（以下「対策地域」という。）において、対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しないようにしましょう。
- ・ 対策地域において、車種規制適合車を運行する者は、国等が交付する車種規制適合車標章（ステッカー）を表示してください。
- ・ ドライバーと運行管理者は、協力してエコドライブを実践・推進してください。

○ 荷主等・旅行業者の取組

- ・ 対策地域内の荷主等・旅行業者は、運送の委託や物品の購入等に際して、相手方に非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。
- ・ また、非適合車が使用されていないか確認し、その結果を記録してください。
- ・ 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度 6 月 30 日までに愛知県知事（名古屋市内の事業者は「名古屋市長」、岡崎市内の事業者は「岡崎市長」）に定期報告してください。

※ 特定荷主等：荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が 3 億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が 1 万㎡を超える事業所又は敷地面積が 3 万㎡を超える事業所を有するもの。

※ 特定旅行業者：対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

○ 中継施設管理者、対象自動車の販売・賃貸・整備業者の取組

- ・ 中継施設（重要港湾、空港、鉄道の貨物駅、中央卸売市場）の管理者及び対象自動車を販売・賃貸する事業者は、非適合車の不使用について周知してください。
- ・ 対象自動車を整備する事業者は、適合車ステッカーの表示について周知してください。

詳しくは要綱ホームページ

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/index.html>) をご覧ください。

6 その他

(1) 低公害車の導入に対する助成制度

低公害車を導入する際には、一定の条件のもとで以下に示す補助制度や税の軽減措置を受けることができます。

(※) 今後、制度が変更される可能性がありますので、最新の制度については問合せ先にご確認ください。

○ 補助制度（平成27年4月以降 予定）

◆ 参考 平成26年度の補助制度

《補助対象事業者》

旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者

《補助対象車種》

- ① CNGトラック・バス
- ② 優良ハイブリッドトラック・バス
- ③ 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）
- ④ 燃料電池自動車

《補助の内容》

補助対象事業者	補助対象事業	補助対象車種	補助率
旅客・貨物運送事業者 自動車リース事業者	営業用（緑ナンバー） 低公害車の購入 （注1）	CNGトラック・バス 優良ハイブリッドトラック・バス	通常車両価格との差額の1/3以内 （注3）
		電気自動車トラック 電気自動車乗用車（PHVを含む） 燃料電池自動車	通常車両価格との差額の1/4以内 （注4）
中小企業等の事業者 自動車リース事業者	自家用（白ナンバー） 低公害車の購入 （注2）	CNGトラック・バス 優良ハイブリッドトラック	通常車両価格との差額の1/3以内
		電気自動車トラック 電気自動車乗用車（PHVを含む） 燃料電池自動車	通常車両価格との差額の1/4以内 （注4）

注1) 営業用（緑ナンバー）低公害車の購入については、国土交通省（052-351-5312）においても同様の補助制度があり、それも併せて受けていただく必要があります。

注2) 自家用（白ナンバー）低公害車の購入については、一般社団法人次世代自動車振興センター（電気自動車）の補助制度との併用可。
（一般社団法人次世代自動車振興センター：03-3503-3782）

注3) 一般社団法人愛知県トラック協会からの助成金を併せて受ける場合は、1/6以内。

注4) 補助金については別途上限額を設定しています。

注5) 優良ハイブリッドバスについては営業用低公害車のみが対象となります。

《問合せ先》

愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室 自動車環境グループ
電話：052-954-6217（ダイヤルイン）

○ 税制措置

◆ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税の課税免除（愛知県独自の制度）

《対象となる自動車》

平成 24 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車（燃料電池車を含む）及びプラグインハイブリッド自動車。
 ※平成 23 年 12 月 31 日までに新車新規登録を受けた自動車は含まれません。

《軽減期間及び軽減額》

- ・平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けたもの
平成 24 年度からの 5 年度分を全額免除
- ・平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から 5 年度分を全額免除

免除対象年度 新車新規登録年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
23 年度 (24. 1. 1~24. 3. 31)	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■	■	■
24 年度	○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■	■
25 年度		○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	■
26 年度			○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■
27 年度				○	◎	◎	◎	◎	◎	■	■
28 年度					○	◎	◎	◎	◎	◎	■

◎:免除措置あり ○:免除措置あり(月割課税分) ■:免除措置なし

◆ 自動車税のグリーン化税制

《自動車税の軽減》

平成 26 年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、平成 27 年度に限り税率が軽減されます。

軽減対象自動車の区分	内 容
電気自動車（燃料電池車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10% 低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	概ね 75% 軽減
☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（平成 32 年度燃費基準達成）	
☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（平成 32 年度燃費基準未達成）	概ね 50% 軽減
☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	

注 1) 「☆☆☆☆車」は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車。

注 2) 「ポスト新長期規制」は、ディーゼル車において、平成 21 年度以降に適用される排出ガス規制（車両総重量 3.5 t 以下・12 t 超は平成 21 年、3.5 t 超 12 t 以下は平成 22 年の基準値）。

《自動車税の重課》

新車新規登録から一定の年数を超えている下表の自動車は、重課されます。

重課対象自動車の種類及び新車登録の時期		税率が高くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成13年3月までの登録	平成26年度 平成27年度以降	概ね10% 概ね15%
	平成14年3月までの登録	平成27年度以降	概ね15%
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成15年3月までの登録	平成26年度 平成27年度以降	概ね10% 概ね15%
	平成16年3月までの登録	平成27年度以降	概ね15%

注1) 一般乗合バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は重課対象自動車から除く。

注2) バス(一般乗合用を除く。)、トラック(被けん引車を除く。)については、平成27年度以降も概ね10%のまま据え置き。

◆ 自動車取得税の軽減

《乗用車》 《車両総重量2.5t以下のバス・トラック》 (平成26年度)

区 分	軽 減 率		
	新車	中古車(取得価額から)	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車、ハイブリッド自動車(☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準+20%達成車(※平成22年度燃費基準+50%達成車)に限る。)	非課税	45万円控除	
ガソリン車のうち、☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準+20%達成車(※平成22年度燃費基準+50%達成車)			
ガソリン車 ハイブリッド車	☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(※平成22年度燃費基準+38%達成車)	80%軽減	30万円控除
	☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車(※平成22年度燃費基準+25%達成車)	60%軽減	15万円控除

《車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック》（平成 26 年度）

	排ガス要件	燃費要件	軽減率	
			新車	中古車（取得価額から）
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）			非課税	45 万円控除
ガソリンハイブリッド車、ガソリン車	☆☆☆☆車	平成 27 年度燃費基準+10%達成車	80%軽減	30 万円控除
		平成 27 年度燃費基準+5%達成車		
	☆☆☆車	平成 27 年度燃費基準達成車	60%軽減	15 万円控除
		平成 27 年度燃費基準+10%達成車	80%軽減	30 万円控除
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	ポスト新長期規制から NOx かつ PM10%低減	平成 27 年度燃費基準+10%達成車	非課税	—
		平成 27 年度燃費基準+5%達成車	80%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準達成車	60%軽減	—
	ポスト新長期規制適合車	平成 27 年度燃費基準+10%達成車	80%軽減	—
		平成 27 年度燃費基準+5%達成車	60%軽減	—

《車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック》（平成 26 年度）

	排ガス要件	燃費要件	軽減率	
			新車	中古車（取得価額から）
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）			非課税	45 万円控除
ディーゼルハイブリッド車、ディーゼル車	ポスト新長期規制から NOx かつ PM10%低減	平成 27 年度燃費基準+10%達成車	非課税	45 万円控除 (ハイブリッド車のみ)
		平成 27 年度燃費基準+5%達成車	80%軽減	30 万円控除 (ハイブリッド車のみ)
		平成 27 年度燃費基準達成車	60%軽減	15 万円控除 (ハイブリッド車のみ)
	ポスト新長期規制適合車	平成 27 年度燃費基準+10%達成車	80%軽減	30 万円控除 (ハイブリッド車のみ)
		平成 27 年度燃費基準+5%達成車	60%軽減	15 万円控除 (ハイブリッド車のみ)

注 1) ※印の平成 22 年度燃費基準については、JC08 モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

注 2) 「☆☆☆☆車」は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車。

注 3) 「☆☆☆車」は、平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成車。

注 4) 「ポスト新長期規制」は、ディーゼル車において、平成 21 年度以降に適用される排出ガス規制（車両総重量 3.5 t 以下・12 t 超は平成 21 年、3.5 t 超 12 t 以下は平成 22 年の基準値）。

《問合せ先》

愛知県総務部税務課 課税グループ
電話：052-954-6052（ダイヤルイン）

◆ 自動車重量税等の軽減措置

◇重量税の軽減措置

車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている場合、平成 24 年 5 月 1 日以降、重量税の軽減措置が受けられます。

また、特に環境性能に優れた自動車に対しては、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについては、重量税の免除または軽減措置が受けられます。

◇所得税、法人税の優遇措置

青色申告を行う個人事業者や法人が低公害車等を導入した場合、一定の条件のもとで所得税又は法人税の優遇措置が受けられます。

※重量税、所得税等について詳しくは、愛知運輸支局（登録担当 電話：050-5540-2046）またはお近くの税務署へお問い合わせください。

(2) 愛知県グリーン配送

愛知県が締結する物品の売買契約（印刷物の請負契約を含む。）の一方の当事者である事業者の方が県へ物品を自動車（二輪自動車を除く。）により配送する場合は、「愛知県グリーン配送適合車」（以下「適合車」という。）を使用してください。

- ※1 愛知県グリーン配送対象機関：県内の全ての県機関
- ※2 配送を運送業者に委託される場合も、運送業者に適合車を使用していただきます。
- ※3 このグリーン配送は、愛知県と契約する場合に適用となりますので、例えば、生活協同組合や県が出資する財団法人などと契約する場合は除外されます。

◆グリーン配送の進め方

- ① 会計局などの調達機関で契約書を作成する場合は、契約書に「物品配送の際は、愛知県グリーン配送適合車の使用に努めるものとする。」という特約条項を付します。また、事業者の方が請書を作成する場合は、「物品の配送の際は、愛知県グリーン配送適合車の使用に努めます。」という文言を入れてください。
- ② 「愛知県グリーン配送使用車両届出書」を電子メールで提出してください。
- ③ 地球温暖化対策室において、届出された車両がグリーン配送適合車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車など）であることを審査します。
- ④ 愛知県グリーン配送適合車には、ステッカーを交付します。
- ⑤ ステッカーを貼付した愛知県グリーン配送適合車を使用して物品を配送してください。

※愛知県グリーン配送実施要綱、細則、また使用車両届出書の様式の電子データ及び提出先は、
(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/green/index.html>)
をご覧ください。

※現在、制度の見直しを検討中です。

平成 27 年 3 月発行
愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
<電 話>052-954-6217 (ダイヤルイン)
< F A X >052-955-2029
<Eメール>ondanka@pref.aichi.lg.jp
<あいちの環境-自動車排出ガス規制に関する情報URL>
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/nox/index.html>